

平成28年11月22日

各位

東京都港区北青山三丁目5番12号
株式会社イデラキャピタルマネジメント
代表取締役 今井 夏生

剰余金の配当に関する基準日設定公告

当社は、平成28年12月7日を基準日と定め、同日の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

以上